

# 委 託 設 計 書

設計及び協議依頼課					
設 計	検 算	検 算	照 合	係 長	課 長

→ 技術管理課

係	検査係長	技術管理課長

第 号								
令和 8 年度	一般・特別 会計	款 土木費	項 道路橋りょう費	目 道路維持費	所属 佐伯区維持管理課	設計 令和8年1月	提出 令和8年1月	請負 一般競争入札
設計金額 金 円	業務名 佐伯区内路上障害物処理業務（単価契約）		履行場所 佐伯区内一円		委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで			
施行理由	本業務は、諸交通の安全を図るため、下記のとおり委託するものである。							
設計概要	記 路上障害物処理 一式							

金

佐伯区内路上障害物処理業務（単価契約）

経費込み単価

工種・名称		種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
1	路上障害物処理	10Kg以下		箇所	200			第1号代価表
2	路上障害物処理	10Kg超		箇所	10			第2号代価表
3	路上障害物確認			箇所	10			第3号代価表
4	処理費			kg	2,200			
	業務価格計							
	消費税相当額			式	1			
	本業務計							

広島市

第 1 号

代価表

路上障害物処理(10kg以下)

10箇所あたり

( 上段:前回 下段:今回 )

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
路上障害物撤去 10kg以下	10.00	箇所			
合 計					
1箇所あたり					

第 2 号

代価表

路上障害物処理(10kg超)

10箇所あたり

( 上段:前回 下段:今回 )

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
路上障害物撤去 重量10kg超	10.00	箇所			
合 計					
1箇所あたり					

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
路上障害物確認	10.00	箇所			
合 計					
1 箇所あたり					

## 仕 様 書

1. 業 務 名 佐伯区内路上障害物処理業務（単価契約）
2. 履行場所 佐伯区内一円
3. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 委託業務の指示
  - (1) 本業務の指示は、平日の通常時間帯（8：30～17：15）に履行場所、撤去数量を記載した指示書により指示するものとし、指示を受けた場合においては、直ちに委託業務を実施しなければならない。
5. 支払方法等
  - (1) 委託料の支払期限は、適正な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。
  - (2) 予定総額は、見込数量に契約単価を乗じて得た額であり、契約締結後の支払金額を保障するものではない。
6. その他
  - (1) 業務着手時には、業務従業員及び現場責任者選任届を所定の様式により速やかに提出すること。従業員及び現場責任者に変更があったときも同様とする。
  - (2) 作業にあたっては、諸交通の安全に注意するとともに、環境保全に十分留意すること。
  - (3) 受注者は、前記4(1)の指示があった場合、直ちに現場へ行き、当該障害物の状況を確認すること。
  - (4) 当該障害物が諸交通の安全に影響を及ぼすと思われる場合は、受注者自身が排出事業者となって、当該障害物を処理（撤去・処分）すること。
  - (5) 撤去した障害物の処分については、広島市環境局中工場又は、広島市環境局安佐南工場を見込んでいます。なお、搬入した場合は計量書を提出すること。また、処分に係る費用は、受注者の負担とする。
  - (6) 業務を実施した場合は、指示の実施完了後すみやかに完了報告書及び写真を提出し、本市の検査を受けるものとする。
  - (7) その他、本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

